

# 「フラット35取扱実績に応じた MBS配分プログラム」の実施について

2019年3月

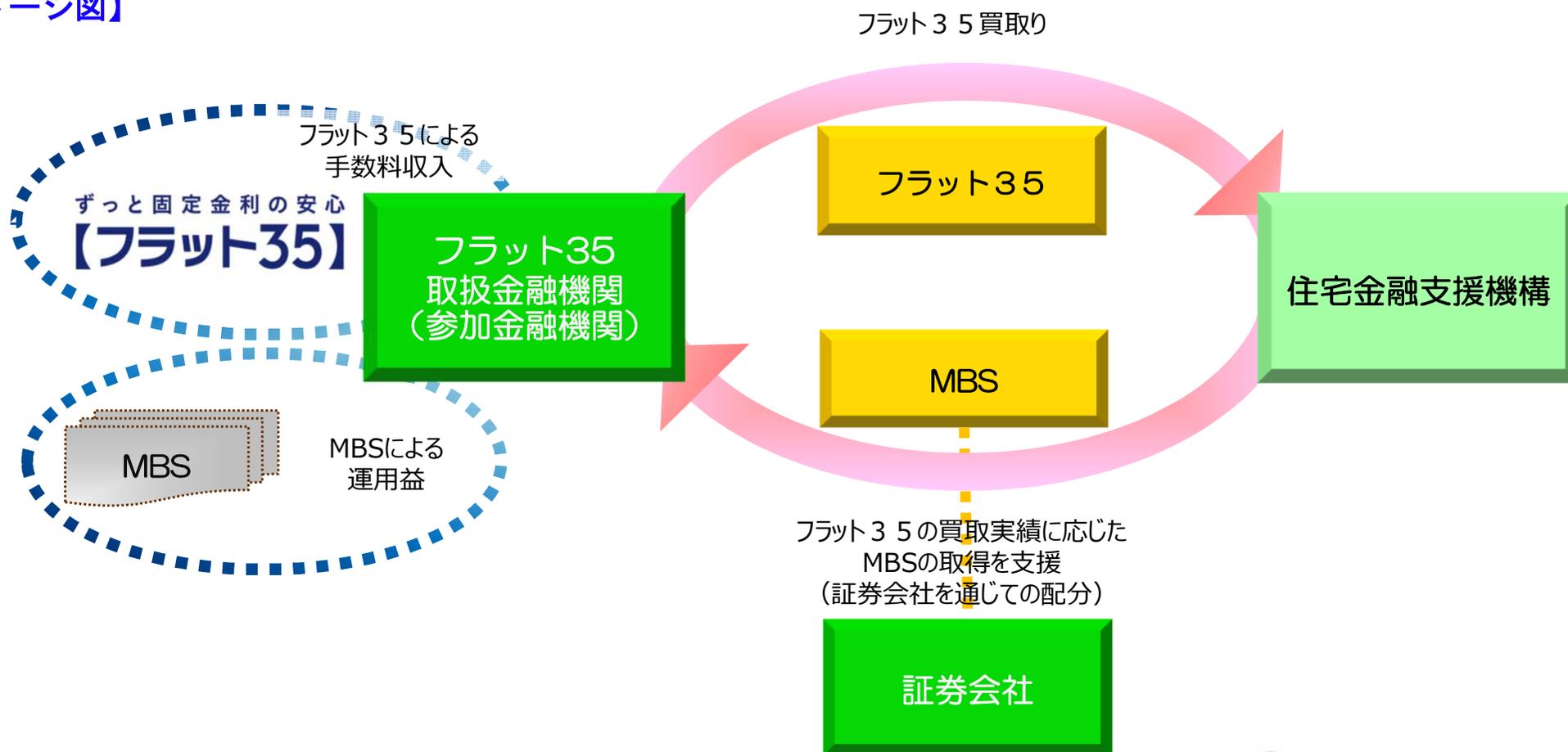


住宅金融支援機構  
Japan Housing Finance Agency

# 1. 「フラット35 取扱実績に応じたMBS配分プログラム」の実施について

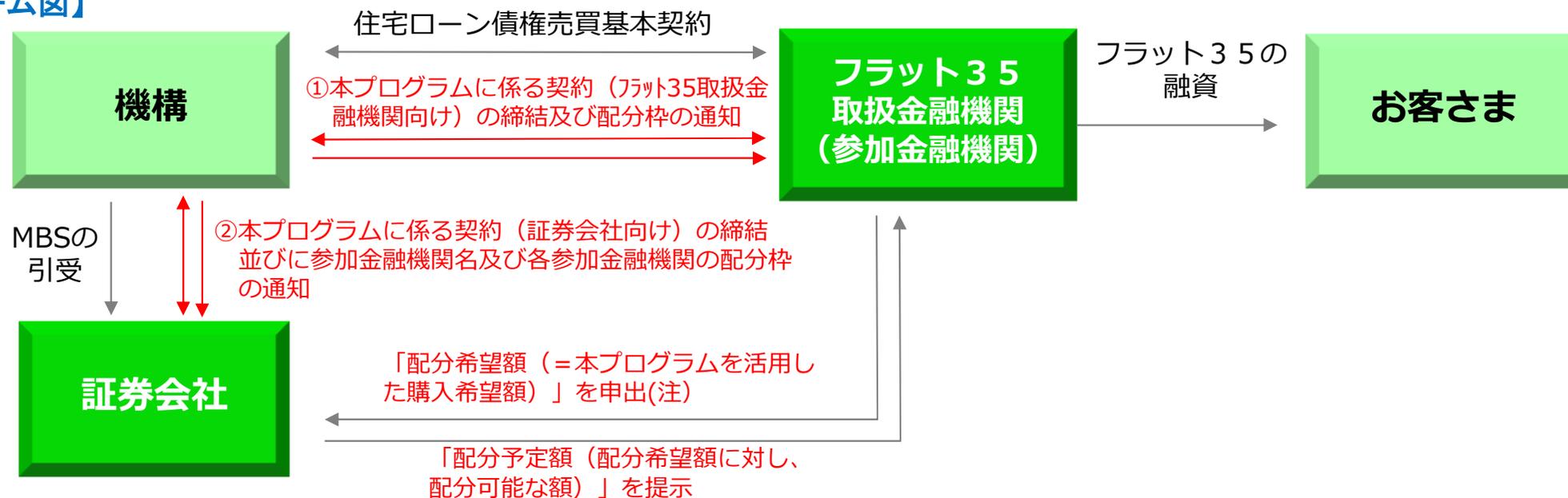
- ① フラット35を取り扱っていただいている金融機関が、フラット35の買取実績に応じてMBSを取得できる機会をもつプログラムを2016年4月から実施しております。
- ② 本プログラムへ参加いただき、フラット35に取り組んでいただくことで、安定的なMBSの取得を支援します。
- ③ 本プログラムへの参加は各金融機関の任意であり、参加いただく場合は住宅金融支援機構（以下「機構」という）と契約を締結していただきます。

## 【イメージ図】



## 2. 「フラット35取扱実績に応じたMBS配分プログラム」のスキーム

### 【スキーム図】



### ①フラット35取扱金融機関との契約の主な内容

- 各月のMBS発行額の10%程度を上限に本プログラムを実施すること
- 本プログラムに係る配分は原則事務主幹事会社(※)より実施すること
- 配分枠(=配分希望額の上限金額)の通知方法
- 証券会社から参加金融機関への配分予定額の提示方法
- 配分結果等を事務主幹事会社が機構へ報告することの同意

### ②証券会社との契約の主な内容

- 各月のMBS発行額の10%程度を上限に本プログラムを実施すること
- 本プログラムに係る配分は原則事務主幹事会社より実施すること
- 機構から事務主幹事会社への参加金融機関及び配分枠の通知方法
- 配分予定額の算定と金融機関への提示方法
- 配分結果等の機構への報告

(注) 参加金融機関は、MBSのクーポン等条件が決定する日の2営業日前までに、事務主幹事会社宛てに「配分希望額」を申し出ていただきます。

※ 各月のMBSの起債事務の取りまとめを行う、機構が指名した証券会社をいいます。

## 3-1. 「フラット35取扱実績に応じたMBS配分プログラム」の概要

### (1) 本プログラムの流れ

#### ① 機構から参加金融機関への配分枠の通知

本プログラムに参加いただく場合は、機構と別途契約を締結していただきます。契約を締結いただいたフラット35取扱金融機関（＝参加金融機関）に、機構から配分枠をお知らせします。

配分枠とは、本プログラムを活用し、MBSの購入を希望する額（＝配分希望額）をお申出いただける上限金額（月単位）であり、下表に基づき、毎年3月及び9月に、機構より参加金融機関へ配分枠利用期間中に発行条件が決定する予定のMBS（※）に係る配分枠をお知らせします。

※各月に発行条件が決定する予定のフラット35等を裏付資産とするMBSが本プログラムの対象となります。

フラット35買取実績算定期間	配分枠利用期間（注） （フラット35買取実績算定期間における最終月の翌々月から6か月間）	買取実績算定期間における機構が参加金融機関から買い取ったフラット35の元本額の合計金額	配分枠／月
<b>■ 第1 買取実績算定期間</b> <b>N－1年9月初日からN年2月末日まで</b> <b>■ 第2 買取実績算定期間</b> <b>N年3月初日から8月末日まで</b>	<b>N年4月から9月</b>	120億円以上	20億円
		90億円以上120億円未満	15億円
		60億円以上90億円未満	10億円
	<b>N年10月からN＋1年3月</b>	30億円以上60億円未満	5億円
		12億円以上30億円未満	2億円
		12億円未満	0億円

（注）契約の締結時期により配分枠利用期間が6か月未満となる場合は、その旨を機構から配分枠と併せて当該金融機関に通知します。

なお、本プログラムの参加に当たっては、上述のフラット35買取実績算定期間におけるフラット35の機構による買取額が、原則として、12億円以上であることが必要となります。

## 3-2. 「フラット35取扱実績に応じたMBS配分プログラム」の概要

### ② 機構から証券会社への配分枠の通知

機構より各月のMBSの事務主幹事会社に、参加金融機関名及び各参加金融機関の配分枠を通知します。

### ③ 参加金融機関から証券会社への配分希望額の申出

#### ア. 申出方法

参加金融機関が各月のMBSへの投資において配分枠を利用する場合は、配分希望額をMBSの起債における事務主幹事会社にお申出いただきます。ただし、当該事務主幹事会社より購入できない場合等（※）は、事務主幹事会社が当該金融機関に確認等を行った上でその他の主幹事会社の中から指名した証券会社（＝指名主幹事会社）に対してお申出いただきます。

（以下、事務主幹事会社及び指名主幹事会社を「配分担当主幹事会社」といいます。）

なお、配分枠を利用しない場合でも、通常の購入希望として、従来どおり事務主幹事会社やその他の主幹事会社に対してMBSの購入をお申出いただけます。

※（例）事務主幹事会社が参加金融機関のグループ企業である場合や、事務主幹事会社に口座がない場合等

参加金融機関が各月のMBSの投資において配分枠を利用する場合は、配分希望額を、MBSのクーポン等の条件が決定する日の2営業日前までに配分担当主幹事会社にお申出いただきます。

#### イ. 配分枠を超える金額の購入を希望する場合

配分枠を超える金額の購入を希望する場合は、当該超過金額は通常の購入希望としてお申出いただきます。

（例）5億円の配分枠をもつA行が、8億円の購入を希望する場合

⇒ 5億円は配分枠の利用、3億円は通常の購入希望としてお申出いただけます。

（通常の購入希望である3億円については、従来どおり、配分担当主幹事会社以外の主幹事会社にお申出いただくことが可能です。）

## 3-3. 「フラット35取扱実績に応じたMBS配分プログラム」の概要

### ウ. 未利用分の配分枠の繰越不可

未利用分の配分枠は、翌月以降への繰越しはできません。

(例) 5億円の配分枠をもつ金融機関が、10月において配分枠を利用し、MBS 3億円の購入を希望する場合  
⇒10月末利用の配分枠 2億円を11月以降に繰り越す(11月に5億円+2億円=7億円とする)ことはできません。

### ④証券会社から参加金融機関への配分予定額の提示

本プログラムは「各月のMBS発行額の10%程度」を上限に実施され、配分予定額についてはMBSのクーポン等の条件が決定する日の前営業日までに、配分担当主幹事会社から参加金融機関へ提示されます。

#### ア. 各参加金融機関の配分希望額を合計した金額(=配分希望総額)が各月のMBS発行額の10%以内の場合

配分希望総額が「各月のMBS発行額の10%」以内の場合は、各参加金融機関は配分希望額どおりの金額を配分予定額として配分担当主幹事会社から提示されます。

#### イ. 配分希望総額が各月のMBS発行額の10%超の場合

配分希望総額が「各月のMBS発行額の10%」を超過する場合は、各月のMBS発行額の10%となるよう下表の算定式に基づき各参加金融機関の配分希望額を按分した額が、配分予定額(按分の結果、1億円未満の端数が生じた場合は切り捨て)として提示されます。なお、按分の結果1億円に満たない場合は、1億円を配分予定額とします。

その結果、配分予定額の総額が各月のMBS発行額の10%を超過する可能性があります。

(配分希望総額が各月のMBS発行額の10%を超過した場合、配分予定額の算定式)

$$\text{配分予定額} = \text{配分希望額} \times (\text{各月のMBS発行額} \times 10\%) / \text{配分希望総額}$$

(例) ある月におけるMBS発行額が1,000億円で、参加金融機関の配分希望総額が125億円と、当月のMBS発行額の10%である100億円を超過する場合に、A行から5億円の配分希望額をお申出いただいたときA行の配分予定額は、 $5 \text{億円} \times 100 \text{億円} / 125 \text{億円} = 4 \text{億円}$  となります。

(注) 配分予定額の提示後、市場環境の急変によりMBSの起債を取り止める等の可能性があることから、本プログラムは、参加金融機関の配分予定額の取得を確約するものではありません。

## 3-4. 「フラット35取扱実績に応じたMBS配分プログラム」の概要

### (2) その他

- ① 本プログラムへの参加は各金融機関の任意であり、参加いただく場合は機構と契約を締結していただきます。
- ② 配分枠の金額を毎月投資しなければいけないという義務はなく、毎月の配分枠の利用については各参加金融機関の任意です。
- ③ 配分枠を他者（グループ内企業含む）へ譲渡することはできません。
- ④ 機構に対して、事務主幹事会社から配分枠の利用状況等が開示されることを了承いただきます。
- ⑤ 本プログラムを活用した配分希望額におけるMBSの投資条件（参照国債スプレッド等）については、成行での取扱いとなります。  
なお、本プログラムの利用の有無にかかわらず、MBSについては従来どおり投資いただけます。  
※ MBSの投資条件について指値を希望する場合は、通常の購入希望として従来どおり事務主幹事会社やその他の主幹事会社に対してお申出いただけます。
- ⑥ 本プログラムの契約書の有効期間は、原則として、翌年の3月31日までとしています。  
ただし、機構または各金融機関のいずれかから特段の意思表示がない場合、契約は1年間自動的に更新され、以後も同様の取扱いとなります。